

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

- 北九州市会計規則の一部を改正する規則【会計室】

3

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】

4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市会計規則の一部を改正する規則

地方自治法施行令の一部改正等に伴い、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入に寄付金並びに使用料及び手数料に係る延滞金並びに賃借料、物品売払代金、寄付金及び貸付金の元利償還金に係る遅延損害金を加えることにしました。

この規則は、平成30年3月13日から施行することにしました。

北九州市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月13日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第6号

北九州市会計規則の一部を改正する規則

北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項各号列記以外の部分中「第6号及び第7号」を「第8号及び第9号」に改め、同項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

（7） 第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

第40条第1項第4号の次に次の1号を加える。

（5） 寄付金

第40条第3項中「第5号」を「第7号」に改め、同条第4項中「同項第6号及び第7号」を「同項第8号及び第9号」に改め、同条第5項中「第5号まで及び第7号」を「第7号まで及び第9号」に改め、同条第6項中「同項第6号」を「同項第8号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市公告第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成30年3月13日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区木屋瀬一丁目410番2、410番5から410番14まで及び462番2のうち並びに無番のうち	福岡県中間市中央五丁目10番1号 コサック・建設コンサルタント有限公司 代表取締役 手嶋一代